

横浜市内 指定特定相談支援事業所
指定一般相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 管理者各位

横浜市 健康福祉局障害施策推進課長
こども青少年局障害児福祉保健課長

地域生活支援拠点関連加算の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障害者福祉行政に多大なご協力をいただき、ありがとうございます。

さて本市では、既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、地域生活支援拠点をネットワーク型に整備することで、障害のある方を地域全体で支えるサービス体制の構築を掲げています。

相談支援事業所については、そのネットワークにおいて相談機能を中心とした拠点機能を担っており、要件を満たした場合に、地域生活支援拠点関連加算を算定することができます。

本市では、指定特定相談事業所につきましては、社会福祉法人型地域活動ホームと精神障害者生活支援センターのみ対象とする旨を業務ガイドラインに示しておりましたが、拠点機能の趣旨を理解していただいたうえで、各種機能の実施にご協力いただける場合は、地域生活支援拠点関連加算の対象といたします。

各事業所におかれましては、当該加算を算定される際には、下記のとおり、事業所の運営規程に地域生活支援拠点である旨を規定し、体制届の提出をお願いいたします。併せて、事業所所在区の自立支援協議会に当該届出を行う旨と地域生活支援拠点として機能を担っていくことの報告をお願いいたします。

また、地域生活支援拠点としての役割は「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」に記載されておりますので、必ずご確認ください。加えて、事業所所在区の自立支援協議会に参画していることや、積極的に緊急時予防・対応プランを作成していただくこと、地域のネットワーク作りにご尽力いただきますようお願いいたします。

なお、地域生活支援拠点として届出されている事業者情報につきましては、横浜市のホームページ等で公表し、実地指導等でも状況を確認させていただきます。

1 加算が算定できるサービス

- 計画相談支援（指定特定相談支援事業所）
- 障害児相談支援（指定障害児相談支援事業所）
- 地域移行支援（指定一般相談支援事業所）

2 対象の加算

【計画相談・障害児相談】

地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算

【地域移行支援】

体験利用加算、体験宿泊加算にかかる地域生活支援拠点等の場合の50単位

3 運営規程に規定する項目及び文言

「目的及び運営方針」又はそれに類する条項に下記文言を記載してください。

「事業所は、地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。」

※下線部分は原文のまま記載をお願いいたします。

4 対象加算の算定開始時期

令和3年4月1日以降のサービス提供分

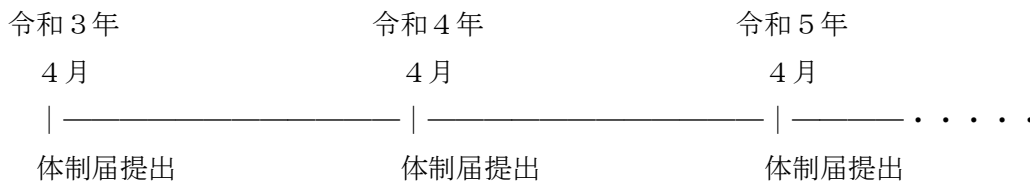
※ただし、体制届提出のタイミングによって開始時期は変わりますのでご注意ください。

5 体制届の提出について

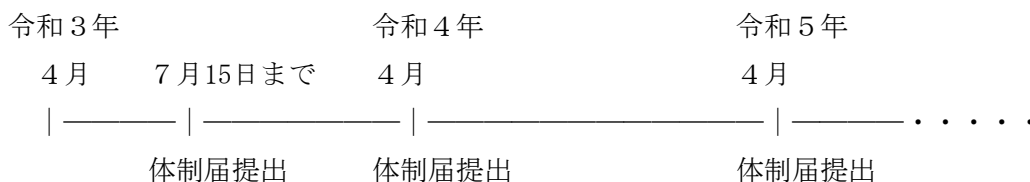
毎年度4月中旬ごろまでに当該年度の体制届を提出する必要があります。令和3年度に当該加算の取得を希望されている事業所におかれましては、令和3年度の4月中旬ごろまでに障害施策推進課へ必要書類のご提出をお願いいたします。（指定障害児相談支援事業所の場合はこども青少年局障害児福祉保健課にも提出が必要です。）

（令和3年4月以降、年度途中で加算取得を開始することも可能です。その場合は加算取得開始月の前月15日までに必要書類のご提出をお願いします。）

【令和3年4月から加算取得の場合】



【令和3年8月から加算取得の場合】



【体制届に関する書類の掲載場所】

「障害福祉情報サービスかながわ」からダウンロードできます。

「書式ライブラリ」→「横浜市からのお知らせ」→「⑥体制届に関するお知らせ【横浜市】」

※指定障害児相談支援事業所の場合はこども青少年局障害児福祉保健課にも提出が必要です。

6 参考資料

- (1) 別紙・関係法令等抜粋
- (2) 横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン